

秋田県公報

目 次

教育委員会規則	ページ
秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則(一〇・教育庁総務課)……	1
教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則(一一・教育庁総務課)……	2
市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(一二・教育庁総務課)……	2
市町村立学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則(一三・教育庁総務課)……	3
秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則(一四・高校教育課)……	4
秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例附則第一項の教育委員会規則で定める日を定める規則(一五・高校教育課)……	4
秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則(一六・特別支援教育課)……	4
教育委員会訓令	
秋田県教育庁等事務決裁規程の一部を改正する訓令(二・教育庁総務課)……	4
秋田県教育庁等許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令(三・教育庁総務課)……	5

教育委員会規則

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会規則第十号

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の二号を加える。

八 保育所の設置の認可、検査等に関する事(中央教育事務所の所管区域に係るものに限る。)

九 社会福祉法人の認可、検査等に関する事(中央教育事務所の所管区域に係るものに限る。)

第七号第十七号中「大学入学資格の検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改める。

第十号第九号中「秋田県立スポーツ会館」を「秋田県スポーツ科学センター」に改める。

第十二号第四項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号及び第九号を削り、同条第五項中「前項各号」を「第四項各号」に改め、ただし書を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 北教育事務所及び南教育事務所にあつては、前項各号に掲げる事務のほか、所管区域に係る次に掲げる事務を分掌する。

- 一 公立幼稚園の管理運営についての助言に関する事。
- 二 保育所の設置の認可、検査等に関する事。
- 三 社会福祉法人の認可、検査等に関する事。

第十六条の表中

秋田県埋蔵文化財センター

を

秋田県埋蔵文化財センター
秋田県スポーツ科学センター

ター
ンター

に改める。

第十九条第四号から第六号までを削る。

第二十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 中央調査課に男鹿整理収蔵室を置く。

第二十七条の次に次の一条を加える。
(スポーツ科学センター)

第二十七条の二「秋田県スポーツ科学センター（以下「スポーツ科学センター」という。）の所掌事務は、次のとおりとする。

一 スポーツの指導者の養成及びスポーツに関する研修に関すること。

二 スポーツに関する医科学的研究に関すること。

第二十九条第一項中「及び埋蔵文化財センター」を、「埋蔵文化財センター及びスポーツ科学センター」に改める。

第三十条第三項の表第二号中「埋蔵文化財センター」を「埋蔵文化財センター スポーツ科学センター」

に改め、同表第八号中「総合教育センター」を「総合教育センター スポーツ科学センター」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第十一号

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則

教育機関の管理及び運営に関する規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四十五条中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

「第一節 スポーツ会館」を「第一節 スポーツ科学センター」に改める。

第四十九条の見出しを「（開所時間）」に改め、同条中「秋田県立スポーツ会館」を「秋田県スポーツ科学センター」に、「スポーツ会館」を「スポーツ科学センター」に、「開館時間」を「開所時間」に、「午後五時」を「午後九時」に、「保健体育課長」を「スポーツ科学センターの長（以下この節において「所長」という。）」に改める。

第五十条の見出しを「（休業日）」に改め、同条中「スポーツ会館の休業日」を「スポーツ科学センターの休業日」に改める。

第五十一条を次のように改める。
（使用の手続）

第五十一条 スポーツ科学センターを使用しようとする者は、所長の定めるところにより、スポーツ科学センター使用許可申請書を所長に提出し、その許可を受けなければならない。

第五十二条第一項中「秋田県スポーツ会館条例」を「秋田県スポーツ科学センター

条例」に、「別表第一備考第一号」を「別表第一の表の備考一」に、「保健体育課長」を「所長」に改め、同条第二項中「教育長」及び「保健体育課長」を「所長」に改める。

第五十三条を次のように改める。

（準用）

第五十三条 第三条第二項、第八条、第十一条、第十三条及び第二十二條の二の規定は、スポーツ科学センターにこれらを準用する。

第十二章第十節の節名中「スポーツ会館等」を「体育館等」に改める。

第七十七条中「スポーツ会館」を削り、「スポーツ会館等」を「体育館等」に改める。

第七十八条中「スポーツ会館等」を「体育館等」に改める。

第七十九条中「。以下「条例」という。）第七條第一項」を「（第七條」に改める。

第八十四条を削り、第八十五条を第八十四条とする。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡 部 聡

秋田県教育委員会規則第十二号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「本章」を「この章」に改め、同条第十号中「上級 職員採用上級試験」

を「大学卒業程度 大学卒業程度試験」に改め、同条第十一号中「中級 職員採用中級試験」を「短大卒業程度 短大卒業程度試験」に改め、同条第十二号中「初級 職員採用初級試験」を「高校卒業程度 高校卒業程度試験」に改める。

第十六条第二項及び第十七条第一項第一号中「上級」を「大学卒業程度」に、「中級」を「短大卒業程度」に、「初級」を「高校卒業程度」に改める。

第二十七条第一項第一号中「中級」を「短大卒業程度」に改める。

第三十九条を次のように改める。

第三十九条 削除

第五十六条第一項中「事務長（教育委員会が人事委員会と協議して別に定める学校に勤務する者に限る。）」を「統括事務長」に改める。

第六十七条の六第二項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

四 地公法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間については、その二分の一の期間

第六十八条の五第二項中「の各号」を削り、同項中第八号を同項第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 地公法第二十六条の二第一項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しなかつた期間

附則第三条の前の見出し並びに同条及び附則第四条を削る。

別表第八八の表中「上級」を「大学卒業程度」、「中級」を「短大卒業程度」、「初級」を「高校卒業程度」に改め、同表の備考中「上級」を「大学卒業程度」に改める。

別表第十の五中「事務長(県の教育委員会が県の人事委員会と協議して別に定める学校に勤務する者に限る。)」を「統括事務長」に改める。

別表第十三の二級地(平成二年一月一日指定)の項を削り、同表二級地(平成八年

一月一日指定)の項中

越山小学校	北秋田郡田代町
釜ヶ台小学校	由利郡仁賀保町
坊ヶ沢小学校	湯沢市
釜ヶ台中学校	由利郡仁賀保町

を

越山
釜ヶ台
釜ヶ台

に改める。

小学校	北秋田郡田代町
小学校	由利郡仁賀保町
中学校	〃

別表第十三の三昭和四十七年五月一日指定の項中

大正寺小学校	秋田市
大正寺中学校	〃

に改め、同表平成二年

大正寺小学校 秋田市

一月一日指定の項中

飯沢小学校	雄勝郡羽後町
仙道小学校	〃

を

仙道小

学校 雄勝郡羽後町 に改める。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第十三号

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)

第一条 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十三年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「よる」を「基づき」、「に」、「必要」を「必要」に、「ことを目的」を「もの」に改める。

第八条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員」の下に「その他の職員」を加える。

第十条中「利用しなければ通勤することが教育委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める」に改める。

第十二条中「次に掲げるもの」を「特別急行列車等の利用により通勤時間が三十分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善がこれに相当す

ると教育委員会が認めるものであること」に改め、同条各号を削る。

第十五条第二項及び第十六条第一号中「利用しなれば通勤することが教育委員会の定める基準に照らして困難であると認められる」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が四十キロメートル以上若しくは通勤時間が六十分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると教育委員会が認める」に改める。

第十六条の二第三項第三号中「二万円」を「四万円」に改める。

第十七条の二第一項第三号中「第二十八条第二項」の下に「若しくは職員の休職の事由に関する条例(昭和五十四年秋田県条例第三号)第二条」を加え、同条第三項各号中「二万円」を「四万円」に改める。

第十七条の四第二項中「第二十八条第二項」の下に「若しくは職員の休職の事由に関する条例第一条」を加える。

(市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十六年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条第二項」の下に「若しくは職員の休職の事由に関する条例(昭和五十四年秋田県条例第三号)第二条」を加える。

附則
この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第十四号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の三の次に次の一条を加える。

(教育専門監)

第十二条の四 学校に、必要に応じて教育専門監を置く。

2 教育専門監は、校長の監督を受け、教育における特定の専門的事項に関し、研究し、かつ、実践するとともに、他の学校等からの依頼に応じ、当該専門的事項について指導及び助言を行う。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の教育委員会規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第十五号

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の教育委員会規則で定める日を定める規則

秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(平成十六年秋田県条例第五十五号)附則第二項の教育委員会規則で定める日は、平成十七年十二月一日とする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十七年三月三十一日

秋田県教育委員会委員長 渡部 聡

秋田県教育委員会規則第十六号

秋田県立特殊教育学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立特殊教育学校管理規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四条の三の次に次の一条を加える。

(教育専門監)

第四条の四 学校に、必要に応じて教育専門監を置く。

2 教育専門監は、校長の監督を受け、教育における特定の専門的事項に関し、研究し、かつ、実践するとともに、他の学校等からの依頼に応じ、当該専門的事項について指導及び助言を行う。

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

秋田県教育委員会訓令第二号

庁中一般
各地方機関
各教育機関

60	秋田県スポーツ科学センター条例	2			スポーツ科学センターの使用の許可	1	スポーツ科学センター	スポーツ科学センター
----	-----------------	---	--	--	------------------	---	------------	------------

別表中第七十六号を第七十七号とし、第六十二号から第七十五号までを一号ずつ繰

り下げ、同表第六十一号中

「	「	「	「	」
「	「	「	「	」

を

秋田 県 公 社

県 総 合	保 健 体 育 課	秋 田 県 総 合 公 社 を 経 由 す る た め に 要 す る 日 数 を 除 く。
-------------	-----------------------	--

十号の次に次の一号を加える。

「改め、同表第六十二号とし、同表第六

61	「	5			スポーツ科学センターの使用料の減免	10	「	「
----	---	---	--	--	-------------------	----	---	---

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

発 行 者 秋 田 県

購 読 料 金

一月三千六百七十五円(税込)

印 刷 所

印 刷 者

秋田県松原印刷株式会社
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 電話 082-8766000
 FAX 082-8766001
 E-mail: matsubara@matsubaranatsuu.co.jp

